

森林の土地の所有者届出制度
市町村向けQ & A

令和8年4月

林野庁森林整備部計画課

◆市町村事務処理マニュアル掲載のQ & A(Webサイトで公表)

問 1 森林の土地の所有者届出制度の目的は何ですか。

- 1 森林法に基づき都道府県知事又は市町村の長が、伐採及び伐採後の造林の届出書の提出をしないで伐採が行われた場合の造林命令、保安林における監督処分などの諸制度を円滑に実施する上で、森林所有者を把握することが重要であることから、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出等に関する規定が設けられています。
- 2 なお、森林の土地の所有者届出により得られた森林所有者情報は、林地台帳への反映を通じて、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の適用の下で、森林の経営の受託や森林施業の集約化に取り組む森林組合や林業事業体等に提供されることにより、森林所有者への働きかけが効率的に進む効果も大いに期待されます。

問 2 新たに森林の土地の所有者となった者が当該土地について所有権の登記をし、登記所から市町村に送付される登記済通知書によりその旨を把握した場合も、森林の土地の所有者届出を求める必要はあるのですか。

- 1 森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定においては、国土利用計画法第 23 条第 1 項に基づく届出をしたときは森林の土地の所有者届出を不要としています。登記を行った場合に届出を不要とする措置は定められていません。
※改正不動産登記法による相続登記の申請義務化（令和 6 年 4 月施行）後も同様です。
- 2 このため、新たに森林の土地の所有者となった者が当該土地について所有権の登記をし、その旨を市町村が把握しているとしても、その者は森林の土地の所有者届出を行う義務があります。

問 3 相続に関する森林の土地の所有者届出の手続について、具体的に教えてください。

- 1 相続の際、相続の開始（被相続人の死亡）のときから、相続財産は一旦法定相続人の共有物となり、相続財産の分割協議が整えば所有者が特定されることとなります。
- 2 このため、森林の土地の所有者届出については次のような手続となります。
 - ① 被相続人の死亡日から 90 日以内に分割協議が整わない場合

被相続人の死亡日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出が必要です。それぞれの方がそれぞれの持分割合について届出をすることも可能ですし、共同して届出をすることも可能です。

また、その後分割協議が整い、持分に変更があった場合は、その森林の土地の持分を取得した者（所有者となった者）は、分割協議の終了日から90日以内にその旨の届出を行うこととなります。

② 被相続人の死亡日から90日以内に分割協議が整った場合

所有権の移転が2回（被相続人の死亡、分割協議）あることとなりますが、分割協議により森林の土地の所有者となった方が、被相続人の死亡日から90日以内に届出を出せば、その届出だけで十分です。

問4 届出書に添付することとされている届出の原因を証明する書類について、登記に関わる書類を添付しようと思いますが、登記事項証明書又はその写しのほか、どのようなものが該当するのですか。

添付書類に使用できる登記に関わる書類として以下のものが考えられ、その写しも該当します。

なお、相続の際の添付書類については問5を参照してください。

- ・ 登記原因証明情報
- ・ 登記完了証（電子申請に係るもの）
- ・ インターネット登記情報提供サービスによって取得した登記情報（照会番号があるもの）
- ・ 登記識別情報通知
- ・ 登記済証

問5 相続により新たに森林の土地の所有者となった者は90日以内に登記を行わない場合もあり、また、売買のように契約書ありません。届出書に添付する届出の原因を証明する書面として、どのようなものが該当するのですか。

- 1 「届出の原因を証明する書面」は、届出の対象としている森林の土地及び新たに森林の土地の所有者となった者を確認できるものがが必要です。
- 2 このため、届出人が登記名義人となっている登記事項証明書（又はその写し）等の登記を確認できる書類、又は、届出人が森林の土地を相続したことを示す遺産分割協議書と目録の写しは、それらを添付書類とすることができます。
- 3 また、以下の①及び②の書面を組み合わせる添付書類とすることができます。

- ① 届出の対象となる森林の土地を確認するための、被相続人が所持していた登記済証、被相続人が所持していた登記事項証明書又は固定資産評価証明書等の写し
- ② 相続及び相続人を確認するための、戸籍又は除籍謄本、相続人代表者指定届出等の写し、公正証書遺言書・検認済の自筆証書遺言書（遺言書により、相続財産である届出書記載の土地を届出者が取得することが確実であるものに限る。）

問6 届出人の国籍等を記載事項に追加したのはなぜですか。また、法人の場合に代表者等の国籍等の記載を求めることとした理由を教えてください。

- 1 届出書の記載事項に国籍等を追加することにより、外国人等による森林取得の実態を円滑かつ正確に把握するとともに、市町村が森林法上の行政処分や指導等を行う際に、相手方の言語や文化的背景に配慮した方法でより実効的に行うことを可能とすることを目的としています。
- 2 また、法人の代表者は単独で、役員や議決権を保有する者はそれぞれの過半数を占めている場合、森林の取扱いについてその法人の方針を決定し得る存在となることから、法人の設立に当たって準拠した法令を制定した国（以下、本Q&Aでは「設立準拠法国」といいます。）と併せて届出の記載事項に追加するものです。

問7 「国籍等」とは何を指すのですか。個人（自然人）の場合と法人の場合とでは記載する内容はどのように異なるのでしょうか。

- 1 個人（自然人）にあつては、「国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号ロに規定する地域」を指し、法人にあつては、設立準拠法国を指します。
- 2 届出書の記載に当たっては、個人の場合はパスポートや在留カード等に記載されている国名を記載してもらうようにしてください。また、林野庁が作成した届出書の作成支援ファイルでは、国名や地域名を選択できるようになっています。

問8 法人の役員等や議決権保有者とは具体的に誰のことですか。また、同一国が過半数を占めるとはどのような状態を指すのですか。

- 1 法人の役員等とは、名称を問わず、法人その他の団体において、その業務の執行、業務の監査等の職権を有する者をいい、主なものは次表のとおりです。

法人の種類	役員等
株式会社	取締役、会計参与及び監査役
持分会社（合同会社、合資会社及び合名会社）	業務執行社員 ※基本的に社員は業務執行権限を有するが、定款により業務執行権限を有さない社員がいる場合、当該社員は除外
役員として法令上理事、監事を規定している法人（森林組合、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等）	理事、監事

同一国が過半数を占めるとは、役員全員の人数を分母に、同一の国籍等を有する役員の人数を分子とする割合が50%を超える場合をいいます。

例えば、役員が5人の法人において、国籍がA国の者が3人である場合には、A国の役員の割合が3/5となることから、A国を届け出ることになります。

- 2 議決権を保有する者は、それぞれの法人設立根拠法令の規定に従いますが、主なものは次表のとおりです。

法人の種類	議決権保有者
株式会社	株主 ※議決権を行使できない株式は過半数の算定から除外
持分会社（合同会社、合資会社及び合名会社）	業務執行社員 ※役員欄と同内容の記載となる
森林組合	組合員
一般社団法人、特定非営利活動法人	社員
一般財団法人	評議員

同一国が過半数を占めるとは、総議決権数を分母に、特定の国籍等である議決権者が保有する議決権の合計を分子とする割合が、50%を超えた状態をいいます。

例えば、株式会社（資本多数決法人）の場合は、総議決権数（株式）を分母、特定の国籍等である株主の議決権（株式）の合計を分子とする割合が、50%を超えた状態をいいます。

また、持分会社や森林組合等の場合は、総議決権保有者数（人数）を分母、特定の国籍等である議決権保有者数（人数）を分子とする割合が、50%を超えた状態をいいます。

なお、議決権保有者が法人である場合、その国籍等は設立準拠法により判断します。議決権保有者である法人の代表者や役員の国籍等を把握する必要はありません。

問 9 届出書を提出したことについて、届出人から市町村の長の証明を求められた場合、どのように対処すればよいですか。

- 1 行政手続法上、形式的要件に適合した届出書が提出先に到達したときに届出の義務は完了しており、行政庁が応答をすべき旨は定められていません。これを踏まえ、本制度では、届出書が到達したことを届出人に通知することとはしていません。
- 2 このため、届出の義務が完了している旨を届出人に口頭で伝えることで問題はありませんが、市町村の判断により、接受した届出書の写しや届出書の提出を受けた旨を記載した文書を交付する等の対応を妨げるものではありません。
もとより、届出行為によって、当該土地の所有権の帰属が確定されるものではありませんので、その旨を届出人には丁寧に説明してください。

◆国籍把握関連市町村向けQ & A(Webサイト公表外)

問 1 0 外国人や外国法人の場合にのみ国籍を記載させるのは差別にあたるのではないのでしょうか。

- 1 日本人や国内法人を含む全ての届出人について国籍等を記載していただくものであり、外国人等のみに国籍の記載を求めるものではありません。
- 2 また、国籍の把握は、市町村が森林法上の行政処分や指導等を行う際に、相手方の言語等に配慮した方法でより実効的に行うことを可能とすることを目的としており、日本国憲法第 14 条第 1 項が禁じている人種や社会的身分による差別にはあたらないものです。

問 1 1 届出書の記載事項に国籍等が追加されることにより、個人情報保護の観点から追加的な市町村事務が発生するのでしょうか。

- 1 届出書には、届出人の氏名や住所が記載されていることから、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する「個人情報」に從前から該当しているものであり、国籍追加により個人情報保護法制上の取扱いが変わることはありません。
- 2 また、同法第 2 条第 3 項では、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」として「要配慮個人情報」が定義されていますが、単純な国籍情報は要配慮個人情報にはあたらないものとされています。

問 1 2 届出書の記載事項に国籍等が追加されますが、根拠書類の提出や提示は求める必要があるのでしょうか。また、届出書の提出を受けた市町村において、記載された国籍等が正しいか確認する必要があるのでしょうか。

- 1 届出書の添付書類については、森林法施行規則第 7 条第 2 項で「当該土地の位置を示す地図」及び「当該土地の登記事項証明書その他届出の原因を証明する書類」としており、国籍等に関する証明書類は添付書類として定められていませんので、提出や提示を求める必要はありません。そのため、基本的には届出人の申告ベースであり、市町村における確認も原則必要ありません。
- 2 ただし、届出内容に明らかに疑義がある（例えば、既に市町村が把握している内容と矛盾している）場合に、虚偽の届出でないかを確認するために市町村が届出人に対し追加的な資料提出を求めることを妨げるものではありません。

問 1 3 国籍等が空欄で提出され、補正を求めても記載を拒否された場合はやむを得ないものとして受け付けてよいでしょうか。また、議決権保有者の国籍等は分からないと相談された場合はどのように対応すべきでしょうか。

- 1 国籍等は告示様式で定められた記載事項であり、国籍等が未記載の届出書は形式的要件を満たしていないこととなります。このような書類を提出しても、行政手続法上、届出人は届出義務を履行したことになりませんので、その旨を届出人に対して丁寧に説明することが必要です。
- 2 また、議決権保有者の国籍等については、必要に応じて、当該法人において株主に国籍等を確認していただくことが考えられます。

問 1 4 届出提出後に、届出人に係る国籍等に関する状況が変わった場合（例えば、法人役員の交代により、過半数を超える国が日本から A 国に変わった等）は、当該届出について何らかの対応が必要となるのでしょうか。

- 1 本制度は、森林の土地を取得に際し、届出時点における情報を記載いただくものであり、届出後に届出内容が変更となった場合の対応に関する規定はありませんので、届出制度上、対応は必要ありません。
- 2 ただし、令和 9 年 4 月以降、林地台帳の記載事項に国籍等が追加されますので、届出によらないものも含め、当該所有者の情報に異動があることが明らかになった場合には、適切に林地台帳を更新してください。

問 1 5 新たな様式による届出は、「令和 8 年 4 月 1 日以降に所有権の移転があった案件」か「令和 8 年 4 月 1 日以降に市町村に届出される案件」のいずれから適用になるのでしょうか。

様式改正の告示が施行される令和 8 年 4 月 1 日以降に市町村に届出が行われる案件から適用されます。

問 1 6 「同一国の者が役員等の過半を占める」の計算について、例えば代表権を有する者とその他の役員では権限が異なりますが、その権限の内容についても考慮するのでしょうか。

役員に分母、分子ともに役員数（人数）により計算し、それぞれの役員の権限の内容を考慮する必要はありません。

問 17 「同一国の者が議決権等の過半を保有」の計算について、議決権を行使できない株式がある場合や、優先株式等、通常の株式と異なる内容の株式がある場合にはどのように計算するのですか。

- 1 議決権の過半数を占める特定の国籍等があるかによることになるため、株式の一部に議決権の行使ができないものがある場合には、当該株式については、分母、分子から除いて計算してください。
- 2 また、優先株（配当を優先的に受けられる）や拒否権付株式（取締役選任等の重要事項に対する拒否権が付与されている）等、普通株（その会社における一般的な株）と異なる内容の株式であっても、行使できる議決権に違いはないことから、普通株の場合と同様に計算してください。

問 18 重国籍者（複数の国籍を有する者）については、どのように記載すべきでしょうか。

- 1 届出人が重国籍者である個人（自然人）である場合及び届出人が法人で代表者が重国籍者である場合は、重国籍である旨及び有する国籍を全て記載してください。（備考欄への記載可）
- 2 また、役員や議決権保有者に重国籍者がいる場合は、分母（総役員数や総議決権数）は変えず、分子（同一国籍の役員数や議決権数）にのみ重国籍の国のいずれにも役員や議決権を計上して判別してください。

例えば、役員が7人の法人において、日本国籍が2人、A国籍が2人、A国とB国の重国籍が3人の場合、日本が2/7、A国が5/7、B国が3/7となり、届出書にはA国を記載することとなります。

この判別方法では、2つ以上の国が過半を占めるケースも想定されますので、その際は備考欄にその旨記載してください。